

ベトナム司法制度の概要

JICA長期派遣専門家

枝川 充志

国際協力部教官

黒木 宏太¹

ベトナムでは、1986年にドイモイ（刷新）政策が採用され、それまでの社会主義計画経済に代わり市場経済が導入された。しかし、市場経済への移行のためには、それを支えるための新たな法制度を整備しなければならなかった。そこで、ベトナムは、我が国に対し、市場経済化に向けた法整備支援の要請をした。

法務省は、この要請に応じて、1994年、ベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施し、1996年には、JICA（当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構）による法整備支援プロジェクトがスタートした。法務省及びJICAは、それ以降、ベトナムに対する法整備支援を続けており、法務省及びJICAの民商事法分野における支援としてはベトナムに対する法整備支援が最も古いものである。

そして、2021年1月、ベトナムに対する新たな法整備支援プロジェクトとして、法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上することを目的として、「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」がスタートした。その期間は2021年1月から2025年12月までである。

本稿は、上記プロジェクトのスタートを契機として、これまでのベトナムにおける法整備支援の状況を踏まえて、改めてベトナムの基礎知識を含めて統治機構や司法制度について、紹介するものである²。

1 ベトナムの統治機構の概要

(1) はじめに

ベトナムの統治機構は、共産党による一党支配の下、「民主集中制の原理」と「権限分配の原理」を統治の基本原理としている。この原理の下、ベトナムでは、すべての国家権力は人民に帰属し（2013年憲法³2条2項）、人民の代表機関である国会が人民の最高の代表機関・国家権力機関として、国の活動に対する最高の監察を行う（69条）。

¹ 本稿のうち意見に渉る部分は筆者らの私見であり、筆者らの所属する団体や組織の見解でないことを申し添える。

² 司法制度の概観を紹介したものとしては、伊藤文規「ベトナムの統治機構、司法制度の概観」（ICDNEWS第28号（2006.9））4頁がある。本稿は、その後の変化や情報の蓄積を踏まえて、司法制度を中心にこれをアップデートしたものである。

³ 以下、特に断りがない限りは、（ ）内で引用する憲法は、2013年11月28日に国会で可決された2013年憲法を指す。訳は「JICAベトナム六法」による。<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>

その上で、国家主席、政府、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院長官は、それぞれ国会に対して責任を負う統治構造となっている（87条2文、94条2文、105条2項、108条2項、118条2項2文）。国会が有する国家権力は統一されており、立法権・法執行権・司法権の各権限は、各国家機関に配分され協同・抑制される関係にある（2条3項）。

以下では、司法制度に関する範囲で各国家機関を概観する。

(2) 国会（憲法第V章）

ベトナムは、いわゆる社会主義モデルと呼ばれる統治機構であり、上述のとおり共産党一党支配の下での統治の基本原則を採用している。こうした基本原則の下、人民の代表機関である国会がある。既述のとおり国会は全ての権力の源泉とされ、立法権のみならず、憲法制定権力、内政、外交から社会経済問題、国防など一切の国事に対する基本的政策の決定権を有している（民主集中原則（8条1項））。

国会は一院制で、定員上限は500人である（国会組織法⁴23条）。2021年5月23日に行われた第15期（2021年から2026年任期）国会議員選挙では499人が当選した。国家選挙評議会によれば⁵、当選者のうち、女性は151人（30.26%）、少数民族が89人（17.84%）とされている。またベトナムでは、国会議員は専従議員と兼任議員と区別されるが、第15期では専従議員が38.6%を占めるにいたったとされ、この割合は、第11期の23.9%、第12期の29.21%、第13期の31%、第14期の33.8%と、期を経るごとに徐々に増えてきている。

(3) 国家主席（憲法第VI章）

憲法上、国家主席は国家元首であり、対外及び対内的にベトナム社会主義共和国を代表している（86条）。国家元首は国会議員の中から選出され、その任期は国会の任期に準じている（87条）

(4) 政府（憲法第VII章）

上記民主集中原理の下では、チェックアンドバランスを主たる目的とした三権分立とは異なり、司法府及び行政府を含む全ての国家機関は国会の下位に位置づけられ、単に権限の一部を分配され執行しているにすぎないと解されている（権限分配の原理）。こうした構造の中、政府は国会の執行機関であり、最高の国家行政機関でもあると位置づけられている（94条）。

(5) 人民裁判所と人民検察院（憲法第VIII章）

最高人民裁判所及び最高人民検察院は、1992年憲法では同一の条文に規定され、一般に両者共に司法機関に属すると理解されていた。しかし1992年憲法では、明文上、「司法（*tư pháp*）」という言葉が使用されていないなど、三権分立制度を

⁴ 57/2014/QH13（「QH」は「QUỐC HỘI」の略で「国会」を意味する。）。訳については「JICAベトナム六法」参照。

⁵ 国家選挙評議会のHP「<https://hoidongbaucu.quochoi.vn/tintuc/pages/chi-tiet.aspx?ItemID=11731>」参照（2021年12月9日閲覧）。

持たないベトナムにおいては、その概念を認めるかについては争いがあった。

2013年憲法では、人民裁判所は司法権を行使することが明記され（102条）、司法活動を檢察することを任務とする人民検察院とは区別された。しかし司法権の意義等については依然として明らかではないとされている。

(6) 人民評議会と人民委員会（憲法IX章）

人民評議会は「地方における国の権力機関であり、人民の意思、願望及び主人権⁶を代表し、地方人民により選出され、地方人民及び上級の国の機関に対し責任を負う。」（113条1項）機関であり、地方議会としての役割を持つ。

また、人民委員会は、人民評議会により選出された委員長、副委員長及び委員で構成される、人民評議会の執行機関であり（114条1項）、地方行政機関としての役割を持つ。

なお、各地方には、司法局、財政局といった、我が国の地方支分部局に相当する機関も置かれている。これらは中央省庁の指導監督を受けるが、人民委員会の一部局でもある。ベトナムの行政機関は、取扱事務の分類を縦軸とし、地方政権を横軸とした複雑な関係にある。

(7) 共産党

2013年憲法においては、党組織は「憲法と法令の枠内」で活動するとされているものの、「国家と社会の指導勢力」であり、「人民と密接に結びつき、人民に奉仕し、人民の監察を受け、自らの各決定につき人民に責任を負う」とされている（憲法4条）。こうした「指導勢力」としての位置づけから、国家機関における幹部の多くを党員が占め、指導的幹部になる条件として党の影響下にある政治学校⁷での政治教育が義務づけられていたり、国家機関には党の意向が反映される党委員会が設置されている。人事面でも、共産党の幹部が国家機関の要職に据えられ各ポストを歴任するという構造がある。大臣クラス以上は、共産党の中央執行委員会のメンバーや国会議員を兼ねる者が多く、官職よりも党の役職が重視されることも多い。

共産党の中央レベルの党組織は、最高機関である①「全国共産党代表者大会」（5年ごとに開催。）、②前記党大会で選出される党中央委員からなる「中央執行委員会」（200人（正規委員180人、補欠委員20人）、概ね半年ごとに開催。）、③中央執行委員会で選出される「政治局」（18人、党書記長を含む。）、④「書記局」（11人、党書記長を含む。）、⑤党中央事務局及び同各委員会で構成される。

①党大会は国家運営・党活動の総括と基本方針の提起を行う最高指導機関であり、②中央執行委員会は党大会会期の間、党大会に代わる共産党の指導機関である。③政治局は党の政策・指針、人事等の決定、④書記局は党の日常活動の指導・調整を行

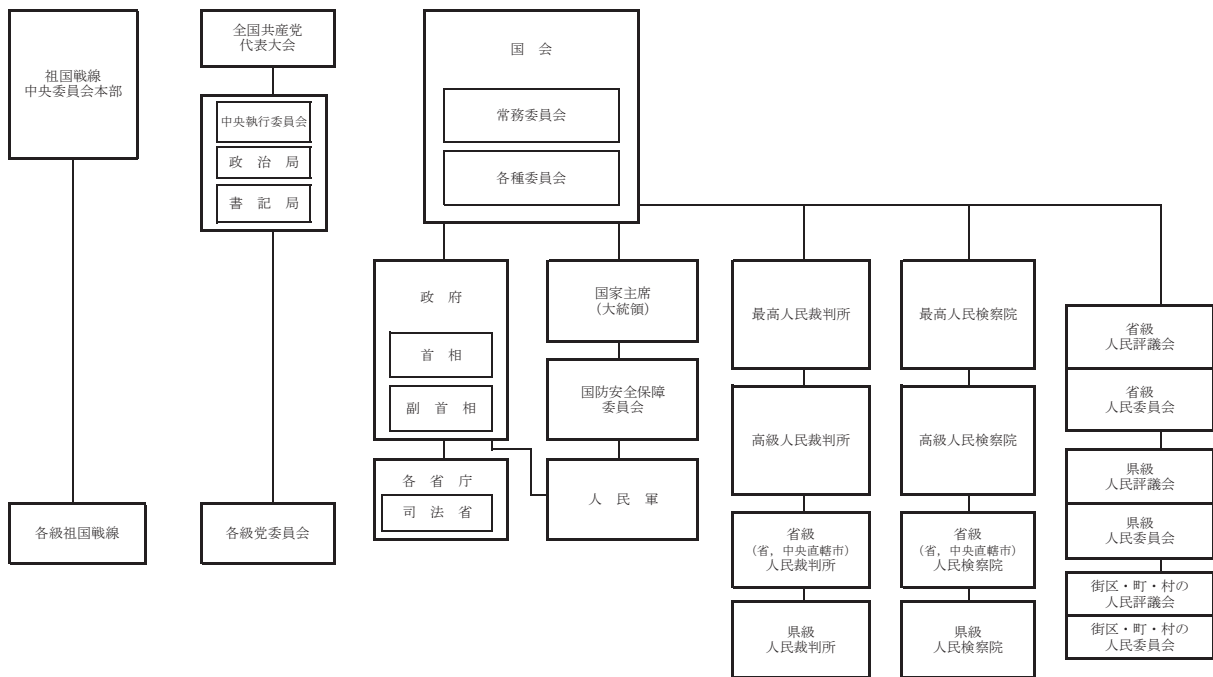
⁶ 「主人権」と訳したベトナム語は「quyền làm chủ」である。直訳すると「主人の権利」である。英訳では、“people’s mastery”や“people’s right as masters”などと訳されている。

⁷ たとえば「ホーチミン国家政治学院」（Học viện Chính trị Quốc gia Hồ Chí Minh）がある。同学院は、中央執行委員会に直属し、政治局と書記局の指導を受ける党機関である。同学院の研修受講は、地方を含む公的機関の課長級に就く者全員に求められているとされる。

う。⑤党中央事務局等は、②・③・④に対し助言・補佐を行う。

共産党内の序列は書記長（現在はグエン・フー・チョン氏）、国家主席（グエン・スアン・フック氏）、首相（ファム・ミン・チン氏）、国会議長（ブオン・デイン・フエ氏）の順となっており、国家主席、首相、国会議長はいずれも政治局員である。書記長、国家主席、首相、国会議長の4人は「四柱」又は「トップ4」と呼称される。なお、現在、最高人民裁判所長官を務めるグエン・ホア・ビン氏は政治局員である。

以上のように、国家権力機関の背後に、書記長をトップとする政治局からなる意思決定機関が存在し、少数の共産党上層部による集団指導体制が敷かれている⁸。



ベトナム統治機構図（作成：筆者ら）⁹

2 裁判所の種類

ベトナムの裁判制度は審級制を採用しており、最高人民裁判所、高級人民裁判所、省・中央直轄市¹⁰人民裁判所（以下「省級人民裁判所」という。）、県・区・市社・省所属市及び同等の人民裁判所（以下「県級裁判所」という。）の四段階に分かれている。その他に、特別の裁判所として軍事裁判所がある（人民裁判所組織法3条。以下「裁判所法¹¹」という。）

⁸ なお、共産党員の総数は、2021年1月時点の発表では510万人とされ（<https://daihoidang.vn/> トップページにおける「Số lượng đảng viên: 5.100.000」との記載より。2021年12月9日閲覧。）、これは人口約9762万人（日本外務省HPが引用する「2020年、越統計総局」の数字）のうち約5%に相当する。

⁹ 前掲注2のICDNEWS28号21頁の図を踏まえ、2014年人民裁判所組織法（62/2014/QH13）及び2014年人民検察院組織法（63/2014/QH13）を反映した限りのものである。

¹⁰ 中央直轄市は、ハノイ市、ハイフォン市、ダナン市、ホーチミン市、カントー市を指す。

¹¹ 以下、特に断りがない限り、引用している裁判所法は、2014年11月24日に国会で可決された裁判所法（62/2014/QH13）を指す。訳語は「JICAベトナム六法」による。

(1) 審級制度（二審制，監督審・再審）

ベトナムでは二審制が採用されており，控訴審の判決・決定は言渡しの日から法的効力を有する（裁判所法6条1項，民訴法¹²313条6項など）。なお，ベトナム法では判決が“確定する”という表現ではなく，判決が“法的効力を有する”（có hiệu lực pháp luật）と表現される。

法的効力が生じた判決・決定に，法律違反等や新しい事情が発見された場合，これを再検討する手続として監督審・再審という制度が存在する（裁判所法6条2項，後記6(2)にて補足。）。

(2) 人民裁判所の種類

ア 最高人民裁判所

最高人民裁判所の組織機構は，

(i) 最高人民裁判所裁判官評議会（13名～17名）

(ii) 事務補佐機構（①事務局，②計画財政局，③刑事・行政監査検査部（第一監査検査部），④民事・経営商事監査検査部（第二監査検査部），⑤労働・家庭・未成年者監査検査部（第三監査検査部），⑥法制・科学管理部，⑦監査委員会，⑧組織・人事部，⑨総務部，⑩国際協力部，⑪褒章部，⑫南部事業担当部，⑬正義新聞，⑭人民裁判所雑誌）¹³

(iii) 養成・研修施設（裁判所学院¹⁴）

からなる（裁判所法21条1項，22条，24条，25条）。最高人民裁判所は，長官，副長官，最高人民裁判所判事，審査官（93条），裁判所書記官（92条），その他公務員，準公務員及び労働者を有する（21条2項）。

最高人民裁判所は，最高人民裁判所裁判官評議会により構成されるベトナムの最

¹² 以下，特に断りがない限り，引用している民事訴訟法は，2015年11月25日に国会で可決された民事訴訟法（92/2015/QH13）を指す。訳語は「JICAベトナム六法」による。

¹³ 2015年6月23日付「最高人民裁判所の事務補佐機構における各部門の組織機構，任務，権限に関する最高人民裁判所決定」（918/2015/QĐ-TANDTC（「QĐ」は「QUYẾT ĐỊNH」の略で「決定」を意味し，「TANDTC」は「TÒA ÁN NHÂN DÂN TỐI CAO」の略で「最高人民裁判所」を意味する。）参照。

参考までに，各部署のベトナム語の名称は，順に，次のとおりである。① Văn phòng, ② Cục Kế hoạch - Tài chính, ③ Vụ Giám đốc, kiểm tra về hình sự, hành chính (Vụ Giám đốc kiểm tra I), ④ Vụ Giám đốc, kiểm tra về dân sự, kinh doanh - thương mại (Vụ Giám đốc kiểm tra II), ⑤ Vụ Giám đốc, kiểm tra về lao động, gia đình và người chưa thành niên (Vụ Giám đốc kiểm tra III), ⑥ Vụ Pháp chế và Quản lý khoa học, ⑦ Ban Thanh tra, ⑧ Vụ Tổ chức - Cán bộ, ⑨ Vụ Tổng hợp, ⑩ Vụ Hợp tác quốc tế, ⑪ Vụ Thi đua - Khen thưởng, ⑫ Vụ Công tác phía Nam

日本語訳では，「Vụ」(部)と「Cục」(局)を区別せず，一律に「局」と訳すことがあるが，ここではベトナム語に忠実に訳出した。この違いは，確認できる限りでは，「Vụ」(部)と「Cục」(局)は同じレベルであるが，規模が異なり，「Cục」(局)には独自の印鑑と口座があるため，財務と権限の観点から区部されており，「Cục」(局)の方が独立しているとされている。

¹⁴ 前身の「裁判官養成学校」はKOICA（韓国国際協力団）の支援によって建設され，2015年7月30日付首相決定1191/QĐ-TTg（「TTg」は「THỦ TƯỚNG」の略で「首相」を意味する。）により，同校の機能任務等を承継した上で，「裁判所学院（Học viện Tòa Án）」と名称変更されている。裁判所学院では，既に任官している裁判官の継続研修や裁判所職員の研修，新任裁判官の研修，養成を行っている。2016年からは大学教育も実施している。

なお，司法省が管轄している「司法学院（Học viện Tư Pháp）」が別に存在しており，従前，裁判官養成教育も行っていたが，裁判所学院によれば，その機能は完全に同院に移行しているとのことである。

参考までに，KOICAによる裁判所学院を含む最高人民裁判所に対する協力プロジェクトは2008年から開始され，フェーズ1「裁判官養成学校改善プロジェクト」（2008年から2012年），フェーズ2「裁判官養成学校能力強化プロジェクト」（2013年から2017年），フォローアップ期間を経て，フェーズ3「人民裁判所の透明性及び審理の質改善プロジェクト」（2019年から2023年）を行っている。最近のKOICAの協力概要については，投稿時点の内容であるが，拙稿（枝川）「主要な開発援助機関等による対ベトナム司法協力の概要」（ICDNEWS第84号（2020.9））8頁参照。

高審理機関である（憲法104条1項，裁判所法20条）。最高人民裁判所は，既に法的効力が生じている判決・決定につき異議が申し立てられた事件について，監督審・再審を担当する（裁判所法20条1項）。また，各裁判所の審理を監督するほか（憲法104条2項，裁判所法20条2項），審理における法令の統一的な適用を保障するため，法規本文書である議決を発行する事務や司法行政事務も担当する（憲法104条3項，裁判所法20条3項）。

最高人民裁判所裁判官評議会は，最高人民裁判所の裁判官5人又は裁判官全員により構成される裁判¹⁵合議体により，監督審・再審を審理する（裁判所法23条）。

参考までに，上述の最高人民裁判所の事務補佐機構を日本の最高裁にあわせて比較を試みると，①日本の最高裁事務総局的なものとして「事務局」「計画財政局」「監査委員会」「組織・人事部」「総務部」「国際協力部」「褒章部」「南部事業担当部」「正義新聞」「人民裁判所雑誌」，②日本の司法研修所及び裁判所職員総合研修所（いずれも研究担当）的なものであり，判例を扱う部署として「法制・科学管理部」（従前の審理科学研究所），③日本の最高裁調査官室的なものとして「刑事・行政監査検査部（第一監査検査部）」「民事・経営商事監査検査部（第二監査検査部）」「労働・家庭・未成年者監査検査部（第三監査検査部）」と整理されうる。また，④日本の司法研修所及び裁判所職員総合研修所（いずれも研修担当）的なものとして，養成・研修施設の「裁判所学院」がある。

2019年6月30日時点で，最高人民裁判所裁判官は17名¹⁶である。また，書記官及び審査官は合計387名である。



【写真1】 最高人民裁判所の模型
（全体写真）



【写真2】 最高人民裁判所
（従来からある建物）

¹⁵ 「裁判合議体」と訳したベトナム語は「Hội đồng xét xử」である。「審理合議体」と訳されることがある。

¹⁶ 2021年12月9日現在（最高人民裁判所HP閲覧日），16名（男性14名，女性2名）となっている。



【写真3】 最高人民裁判所
(新設された建物)¹⁷



【写真4】 従来からある建物(写真2)が「国家遺跡」であることの表示¹⁸

イ 高級人民裁判所

2014年の人民裁判所組織法の改正により、ハノイ市¹⁹、ダナン市²⁰及びホーチミン市²¹に3つの高級人民裁判所が設置されている。

高級人民裁判所の組織機構は、

- (i) 高級人民裁判所裁判官委員会(裁判官11名から13名)
- (ii) 刑事法廷, 民事法廷, 行政法廷, 経済法廷, 労働法廷, 家庭・未成年者法廷
- (iii) 事務補佐機構(事務局他)

からなる(裁判所法30条, 31条)。高級人民裁判所は、長官, 副長官, 裁判長²², 副裁判長, 裁判官, 審査官, 裁判所書記官, その他公務員及び労働者を有する。

高級人民裁判所は、前述のとおり、2014年人民裁判所組織法により新たに設置された²³。従前は最高人民裁判所内に控訴審法廷が設けられており、現行制度での最高人民裁判所裁判官に相当する役職を含めて、約110名もの「最高人民裁判所裁判官」が存在していた。しかし、最高人民裁判所を法の統一的適用の保障とい

¹⁷ 2020年10月28日に開所式が行われた。

¹⁸ 2019年12月13日に写真2は国家遺跡に指定された。

¹⁹ ハノイ市における高級人民裁判所は、ハノイ市, ハイフォン市, ホアビン省, フート省, トュエンクアン省, ハザン省, タイグエン省, カオバン省, バックアン省, ラオカイ省, イエンバイ省, ランソン省, ソンラ省, ライチャウ省, ディエンビエン省, ビンフック省, フンイエン省, ハイズオン省, バクニン省, バクザン省, ハナム省, クアンニン省, タイビン省, ナムディン省, ニンビン省, タインホア省, ゲアン省, ハティン省からなる北部及び北中部の28省・中央直轄市において土地管轄を有する。

²⁰ ダナン市における高級人民裁判所は、ダナン市, クアンビン省, クアンチ省, トゥア・ティエン・フエ省, クアンナム省, クアンガイ省, ビンディン省, フーイエン省, カインホア省, ザーライ省, コントゥム省, ダクラク省からなる中部及び西高原における12省・中央直轄市において土地管轄を有する。

²¹ ホーチミン市における高級人民裁判所は、ホーチミン市, カントー市, ビントゥアン省, ニントゥアン省, ドンナイ省, バリア・ブントウ省, ビンズオン省, ビンフック省, ロンアン省, タイニン省, ダクノン省, ラムドン省, ハウザン省, ドンタップ省, ティエンザン省, ベンチュ省, チャビン省, ビンロン省, ソクチャン省, バクリエウ省, カマウ省, アンザン省, キエンザン省からなる南部の23省・中央直轄市において土地管轄を有する。

²² 各法廷のトップである者を指す。我が国の部総括判事に近い概念と思われる。

²³ 高級人民裁判所の設立については、「ベトナム新裁判所法, 検察院法, 企業法, 投資法及び民事判決執行法の概要」(ICDNEWS第63号(2015.6))175頁参照。

う任務に集中させるため、控訴審法廷部門を下級裁判所として独立させた。

上記構成からなる高級人民裁判所は、①控訴審（第一審である省級人民裁判所の第一審判決・決定につき、控訴・異議申立てがされた事件の控訴審）、②監督審・再審（省級人民裁判所及び県級人民裁判所の法的効力を生じた判決・決定につき、異議申立てがされたものの監督審・再審）である（裁判所法29条）。

高級人民裁判所裁判官委員会は、高級人民裁判所裁判官委員会の裁判官3人又は全員により構成される裁判合議体により監督審・再審を審理する（裁判所法32条）。高級人民裁判所の専門法廷は、未だ法的効力を生じていない省級人民裁判所の判決・決定の控訴審を行う（裁判所法33条）。

2019年6月30日時点で、高級人民裁判所の裁判官は98名である。また、書記官及び審査官は合計207名である。

ウ 省級人民裁判所（58省及び5中央直轄市）

省級人民裁判所は、

- (i) 裁判官委員会（裁判官委員会の構成員数は、省級人民裁判所長官の提議により最高人民裁判所長官が決定する。）
- (ii) 刑事法廷，民事法廷，行政法廷，経済法廷，労働法廷，家庭・未成年者法廷
- (iii) 事務補佐機構（事務局他）

からなる（裁判所法38条1項）。省級人民裁判所は、長官，副長官，裁判長，副裁判長，裁判官，審査官，裁判所書記官，その他公務員及び労働者を有する（裁判所法38条2項）。

上記構成からなる省級人民裁判所は、①第一審（一定の複雑重大な刑事・民事・経済・労働・行政及び家庭・未成年者事件について、第一審²⁴）、②控訴審（第一審である県級人民裁判所の第一審判決・決定につき、控訴・異議申立てがされた事件の控訴審）、③再検査担当（県級人民裁判所の法的効力を生じた判決・決定を検査し、訴訟法の規定による法令違反がある又は新たな事情があることを発見したときは、高級人民裁判所長官，最高人民裁判所長官に検討，異議申立てを建議する）である（裁判所法37条）。

2019年6月30日時点で、省級人民裁判所の裁判官は1,145名である。また、書記官及び審査官は合計2,238名である。

エ 県・区・市社・省所属市及び同等の人民裁判所（710か所²⁵）

県・区・市社・省所属市及び同等の人民裁判所は、(i)刑事，民事，家庭・未成年

²⁴ 第一審をどの裁判所で行うかの詳細は、各訴訟法の定めに従う。民事訴訟法35条以下，刑事訴訟法268条以下，行政訴訟法31条以下を参照のこと。

以下、特に断りがない限り、引用している行政訴訟法は、2015年11月25日に国会で可決された行政訴訟法（93/2015/QH13）を指す。

以下、特に断りがない限り、引用している刑事訴訟法は、2015年11月27日に国会で可決された刑事訴訟法（101/2015/QH13）を指す。翻訳については「JICAベトナム六法」参照のこと。なおその後、施行までは技術上の問題が発見され、一定期間及び手続を要している。この点については、松尾宣宏「ベトナム2015年刑事訴訟法の概要」（ICDNEWS第79号（2019.6））43頁注3参照のこと。

²⁵ 2019年10月現在。

者、行政処分の各専門法廷を置くことができ、(ii)事務補佐機構がある（裁判所法45条）。

県級人民裁判所は、最下級の裁判所であり、上記ウ①で記載した事件以外の事件について原則的に第一審管轄権を有する（裁判所法44条）。

2019年6月30日時点で、県級人民裁判所の裁判官は4,688名である。なお、書記官及び審査官は合計4,536名である。

オ 事件数の推移

一定期間（2004年度²⁶、2015年度²⁷、2019年度²⁸）ごとの、一審、控訴審、監督審・再審の事件受理数の推移は以下のとおりである。司法改革²⁹期間に該当する約15年で受理事件数の総計は約2.75倍に増加している。なかでも商事経営事件は約1.3倍近い増加率となっている。

²⁶ 2004年度は、2004年10月から2005年8月末までの統計である。最高人民裁判所から、当時のJICAプロジェクト専門家が入手した、2005年後期国会に提出された報告書に基づく統計である。

²⁷ 2015年度は、2015年10月から2016年9月末までの統計である。最高人民裁判所から、当時のJICAプロジェクト専門家が入手した資料に基づく。

²⁸ 2019年度は、2019年10月から2020年9月末までの統計である。最高人民裁判所から入手した資料に基づく。

²⁹ 2005年6月2日付「2020年までの司法改革戦略に関する政治局49号議決」（49—NQ/TW（「NQ」は「NGHỊ QUYẾT」の略であり「議決」又は「決議」と訳される。「TW」は「TRUNG ƯƠNG」の略であり「中央」を意味する。「U」が「W」に変換されている。）による2005年～2020年までの司法改革戦略。「49号政治局議決」と呼称される。

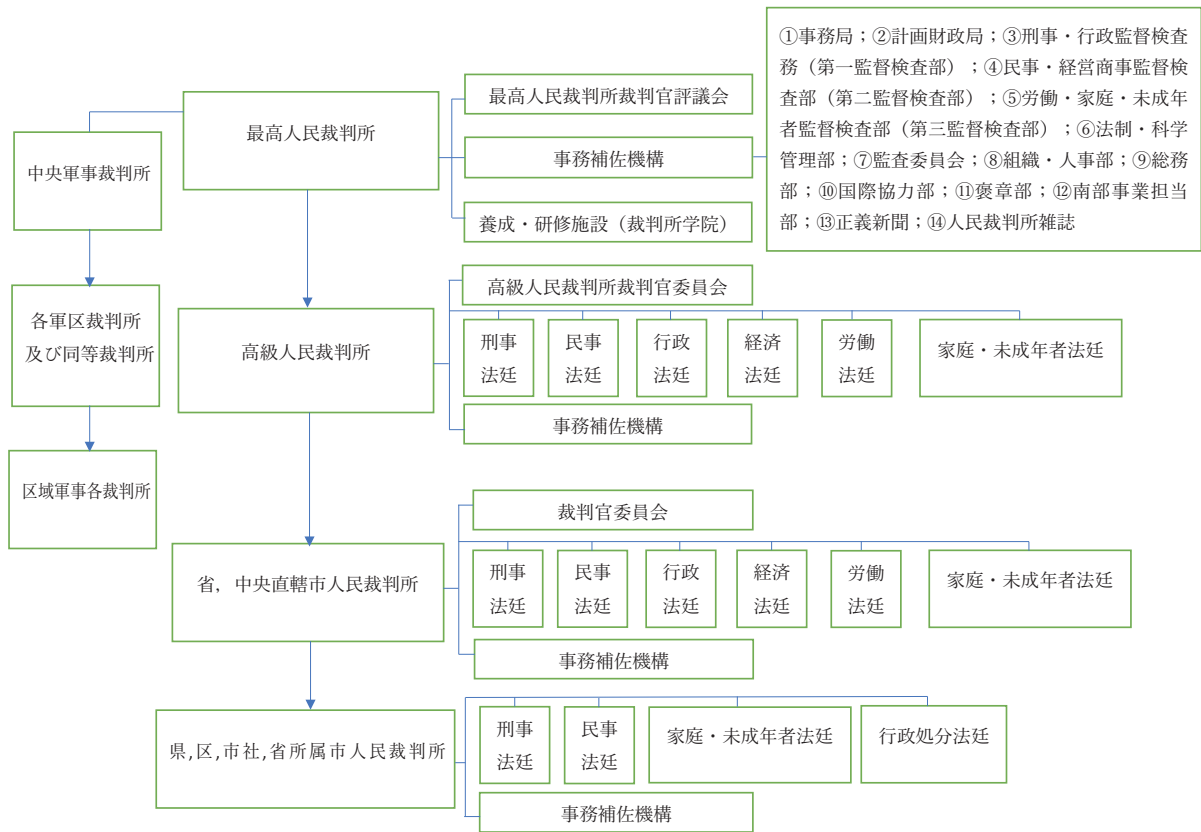
	事件の種類／審級	2004年度	2015年度	2019年度
		受理事件数	受理事件数	受理事件数
1	刑事			
	一審	50,890	65,791	73,986
	控訴審	12,830	15,572	15,399
	監督審、再審	228	166	341
	合計	63,948	81,529	89,726
2	民事			
	一審	63,837	113,092	168,099
	控訴審	11,760	10,994	13,584
	監督審、再審	340	573	695
	合計	75,937	124,659	182,378
3	婚姻家族			
	一審	61,534	206,812	263,102
	控訴審	2,880	2,494	2,446
	監督審、再審	306	67	107
	合計	64,720	209,373	265,655
4	商事経営			
	一審	1,220	16,022	17,521
	控訴審	208	1,389	1,570
	監督審、再審	4	182	165
	合計	1,432	17,593	19,256
5	労働			
	一審	769	7,428	3,674
	控訴審	170	371	372
	監督審、再審	5	25	21
	合計	944	7,824	4,067
6	行政			
	一審	741	4,933	9,602
	控訴審	486	1,701	2,755
	監督審、再審	21	74	113
	合計	1,248	6,708	12,470
	総計	208,229	447,686	573,552

受理事件数の推移（作成：筆者ら）

(3) 特別裁判所

特別裁判所として軍事裁判所がある。軍事裁判所は、中央軍事裁判所、軍区及び同等の軍事裁判所、区域軍事裁判所がある（裁判所法49条、50条）。各軍事裁判所は軍隊単位であり、管轄に属する各事件³⁰を審理する職務を実施する。

³⁰ 軍事裁判所が管轄する事件は被告人が現役の軍人である刑事事件などである。



（参照：最高人民裁判所 70年の歩みと発展（1945年9月13日－2015年9月13日）2015年，356頁）

ベトナム人民裁判所機構図（2014年人民裁判所組織法に基づく）（作成：枝川）

3 裁判官の採用制度の概要

(1) 裁判官等の人数

人民裁判所の裁判官は、最高人民裁判所裁判官、高級裁判官、中級裁判官、初級裁判官からなる。最高人民裁判所には最高人民裁判所裁判官、高級人民裁判所には高級裁判官、省級人民裁判所には高級裁判官・中級裁判官・初級裁判官、県級人民裁判所には中級裁判官・初級裁判官が、それぞれ置かれる（裁判所法66条）

最高人民裁判所の2019年時点の報告によれば、人民裁判所の総定員数は15,237人とされ、2019年6月30日時点で、裁判官は5,948人（最高17名、高級98名、省級1,145名、県級4,688名）となっており、審査官及び書記官が全体で7,368人、その他の職員は全体で591人、総計で13,907人となっている。総定員数より1,330人の不足がある。

(2) 任命権限

最高人民裁判所長官の任命権は国会が有する（憲法70条7項、なお、同88条3項、裁判所法26条1項）。他の最高人民裁判所裁判官の任命権は国家主席が有しており（憲法88条3項、裁判所法72条）、候補者名簿については最高人民裁判所長官が委員長を務める国家裁判官選抜・監察評議会（裁判所法70条、71条）が作成する。

(3) 資格要件及び養成制度

各級の裁判官の資格要件として、法学士以上の学位を有すること等（裁判所法67条）に加え、大要、下表のとおり¹の法令業務経験が要求される（以下、引用法令は裁判所法である。詳細は同法を確認願いたい。）。

種類（66条）	任命に必要な経験等（68条、69条）	裁判所（66条）
最高人民裁判所裁判官	a) 満5年以上、高級裁判官であった。 b) 訴訟法の規定に基づき最高人民裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。 ※ただし、裁判所業務をしたことがなくとも、高官経験者・法令の専門家等の例外あり。	最高人民裁判所
高級裁判官	a) 満5年以上、中級裁判官であった。 b) 訴訟法の規定に基づき高級裁判所、中央軍事裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。 c) 高級裁判官への昇級試験に合格した。 ※ただし、a)につき、人事上の必要性がある場合には、中級裁判官でないものであっても、18年以上、法令業務に従事した期間があれば、任命可能。	高級人民裁判所 省級人民裁判所
中級裁判官	a) 満5年以上、初級裁判官であった。 b) 訴訟法の規定に基づき裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。 c) 中級裁判官への昇級試験に合格した。 ※ただし、a)につき、人事上の必要性がある場合には、初級裁判官でないものであっても13年以上、法令業務に従事した期間があれば、任命可能。	省級人民裁判所 県級人民裁判所
初級裁判官	a) 5年以上、法令業務に従事した期間がある（※書記官等）。 b) 訴訟法の規定に基づき裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。 c) 初級裁判官選抜試験に合格した。	省級人民裁判所 県級人民裁判所

資格要件等（作成：筆者ら）

(4) 任期

各裁判官の最初の任期は5年である。再任された又は異なる等級の裁判官に任命された場合、次の任期は10年である（裁判所法74条）。

(5) 異動

最高人民裁判所長官の決定により、土地管轄の範囲外に異動することがある。また、省級人民裁判所長官の決定により、土地管轄の範囲内の異動をすることがある（裁判所法78条）。

(6) 裁判官の独立³¹

参考までに裁判官の独立について、憲法上、「裁判官、参審員は、独立して法令にのみ従って審理する；機関・組織・個人が、裁判官、参審員の審理に干渉することを厳禁する。」（103条2項、裁判所法9条）とされている。民訴法では12条、行訴法では13条、刑訴法では23条に規定されている。

4 民事訴訟手続の概要^{32 33}

(1) 別紙の図を参考にされたい。

(2) おおよその流れは以下のとおりである。

① 原告は、管轄のある人民裁判所に、書類及び証拠を添付した訴状を提出する（民訴法190条）（以下、断りがない限り、引用条文は同法を指す。なお、同条1項c号においては、裁判所の電子ポータルサイトの電子形式でオンライン送信（あれば）と規定されている³⁴。）³⁵。

② 裁判所は、訴状を受領した後、裁判所長官は訴状を検討する裁判官（以下「訴状裁判官」という。）を1名指名する（191条2項）。

③ 訴状裁判官は、法定の記載事項が含まれていない場合には、訴状を補正、補足するためにその旨を原告に必要な事項を明記した文書で通知する（193条1項）。訴状裁判官が訴状、添付資料及び証拠を受領した後、当該事件がその管轄下にあると判断した場合には、訴状裁判官は、原告に対し、訴訟費用の前金の納付を通知する（195条1項）。訴訟費用の前金の支払がされた後に、訴状裁判官は、正式に当該事件を受理する（同3項）。

④ 訴状裁判官の事件受理報告に基づき、裁判所長官は、公平性、客観性、無作為性に配慮しつつ、事件を解決する裁判官（以下、単に「裁判官」という。）を指名する（197条1項）。

⑤ 和解前置主義が採用されており、原則として、裁判所³⁶は審理に入る前に、証拠の提出、入手、開示の検査会議期日及び当事者間の和解期日を開く（205条、

³¹ 2018年7月4日付「裁判官職務倫理規程集（BỘ QUY TẮC ĐẠO ĐỨC VÀ ỨNG XỬ CỦA THẨM PHÁN）」（87/QĐ-HĐTC（「HĐTC」は「HỘI ĐỒNG TUYỂN CHỌN GIÁM SÁT THẨM PHÁN QUỐC GIA」の略であり「国家裁判官選抜・監察評議会」（裁判所法70条参照）を意味する。）が制定されている。なお、「BỘ QUY TẮC ĐẠO ĐỨC VÀ ỨNG XỬ CỦA THẨM PHÁN」は文字どおり訳すと「裁判官の倫理及び適切対応規程集」といった訳になる。

³² 西村あさひ法律事務所編「ベトナムのビジネス法務 [第2版]」328頁以下にて、分かりやすく整理されている。なお、刑事訴訟手続については前掲松尾「ベトナム2015年刑事訴訟法の概要」の43頁以下参照。

³³ ベトナムの訴訟手続では、事件は、民事、婚姻家族、経営商事、労働、行政、刑事に分類される。このうち民事訴訟法では、「民事、婚姻家族、経営商事、労働」を扱う。

³⁴ 最高人民裁判所によれば、導入されたものあまり利用されておらず、手続を定めた最高裁判所裁判官評議会による2016年12月30日付「電子手段による訴状、資料、証書の受領・送付、及び訴訟文書の発給・送達・通知に関する民事訴訟法92/2015/QH13及び行政訴訟法93/2015/QH13の諸規定の施行案内に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決（04/2016/NQ-HĐTP）（「HĐTP」は「HỘI ĐỒNG THẨM PHÁN TÒA ÁN NHÂN DÂN TỐI CAO」の略であり「最高人民裁判所裁判官評議会」を意味する。）の改訂が検討されている由である。

³⁵ 「裁判所による調停・対話法（58/2020/QH14）（2021年1月1日施行、訳語は「JICAベトナム六法」）16条3項によれば、一定の例外を除いて、「訴状、申立書を受領した日から2営業日以内に、この法律（引用者注：調停・対話法を指す。）第19条第1項、第2項、第4項、第6項及び第7項に定めるいずれの場合にも該当しない場合、裁判所は、訴訟人、申立人に対し、この法律に定める調停・対話の選択及び調停員の選定の権利について知らせるため、書面により通知する。」とされ、調停に付するか否か、当事者にいわば選択権が付与されている。

³⁶ 205条では、「裁判官」ではなく、「裁判所」とされている。

208条)。和解期日では、裁判所主導による当事者間の和解実施手続を設定し、そこでは、裁判官が、当該紛争において当事者が和解による合意に到達できるように、仲介の役割をする(210条4項参照)。和解で解決できなければ、裁判所は審理期日を定める。

- ⑥ 標準的な民事事件は、公開で審理される(15条2項)。
- ⑦ 民事訴訟事件の第一審は、簡易手続の場合³⁷を除き、人民参審員が参加することされており(11条1項)、裁判官1名・人民参審員2名から構成される合議体により審理が行われる(63条)³⁸。
- ⑧ 第一審の判決・決定については、控訴することが可能である(17条1項)。控訴されない場合には、第一審の判決・決定が、控訴期間³⁹満了時に法的効力を有する(17条1項, 273条)。控訴された場合における、控訴審の判決・決定は、その言い渡しの日には法的効力を有する(17条1項, 313条6項, 314条6項)。
- ⑨ 法的効力を有するこれらの判決・決定に基づいて、執行が可能となる(482条1項)。
- ⑩ もっとも、法的執行力のある裁判所の判決・決定であっても、再審査される場合がある。監督審と再審である。具体的には、(i)事件の客観的事実関係と矛盾している判決又は決定の結論が、当事者の合法的権利、利益に害を与える場合、(ii)事件手続の重大な違反により、当事者は自身の訴訟権利、義務を行使せず、合法的権利、利益に至り、法令に基づき保護されていない場合、(iii)不当な判決、決定に至る法律適用において過誤があり、当事者の合法的な権利、利益に害を与え、公共利益、国家利益、第三者の合法的権利、利益を侵害する場合には、監督審手続において再検討される(325条, 326条)。

(i)事件の解決において当事者が知り得なかった事件の新しい事実関係が発見された場合、(ii)鑑定人の結論及び通訳人の通訳に虚偽があり、又は証拠が偽造されたことを証明する根拠がある場合、(iii)裁判官、人民参審員又は検察官が事件記録を意図的に転用し、又は故意に不法な結論を出した場合、(iv)裁判所が事件の解決のために根拠とした刑事、行政、民事、婚姻及び家族、営業、商事又は労働に関する裁判所の決定又は国家機関の決定が既に破棄された場合には、再審手続において審理される(351条, 352条)。

³⁷ 簡易手続の場合は、第一審、控訴審ともに、単独の裁判官が行う(民訴法65条。2013年憲法103条1項参照)。

³⁸ 第一審でも、特別な事件の場合には、裁判官2名・人民参審員3名の合議体で審理が行われる(民訴法63条)。人民参審員は、民事訴訟事件の解決の決定の投票において、裁判官と同等の権限を有する(11条)。民事訴訟事件の控訴審は、裁判官3名による合議体で審理が行われる(64条)。

³⁹ 第一審判決言渡しの日から15日である(民訴法273条)。

5 民事判決執行制度の概要^{40 41 42}

(1) 判決執行債権者（以下「債権者」という。）は、判決執行債務者（以下「債務者」という。）からの任意の履行がされない場合には、民事判決執行法に規定された手続に従い、日本と異なり、司法省が管轄する執行機関（民事判決執行局等）に対して強制執行を申し立てることができる。

強制執行の手段には、日本と同様に、債務者の財産を差し押さえた上で競売することなどがある。判決等の執行を促進するため、民間機関である *B a i l i f f* が裁判所の判決等の執行業務の一部を担っていることもある⁴³。

民事判決執行の組織体制は次のとおりである（民事判決執行法13条参照）。

- ・中央レベル：民事判決執行総局は、司法省直属の民事判決執行管理機関
- ・省レベル：省、中央直轄市にある民事判決執行局（以下「民事判決執行局」という。）は、民事判決執行総局に属する民事判決執行機関
- ・県レベル：県、区、市社、省所属市の民事判決執行支局は、民事判決執行局に属する民事判決執行機関

また、控訴される可能性がある場合でも、下記の場合には、第一審の判決・決定は、直ちに執行することができる（民事判決執行法2条2項、民訴法482条2項）

- ・扶養、給与の支払、労賃の支払、退職手当、失業手当、労働能力喪失手当、生命、健康に関する損害、精神的損害の賠償、労働者の業務への復帰を認める判決、決定
- ・緊急保全処分の適用決定

(2) 手続の概要は次のとおりである。執行手続を進めるにあたり、民事判決執行機関内（執行機関、執行官等含む。）の主宰機関は執行段階において異なっている。また、判決執行の一連の手続において、人民検察院は民事判決執行を検察する役割を担っている（民事判決執行法12条2項。以下、断りがない限り、同法を指す。）

【ステップ1：事件の受領】

民事判決執行機関は、判決等の執行申立てを受領し、執行決定の後に執行官へ事件配点をする。この段階の手続主体⁴⁴は、民事判決執行局の事務局に加え、審査官又は判決執行書記官⁴⁵である。大まかな流れは以下のとおりである。

⁴⁰ 日本では「民事執行」と表現されるが、ベトナムでは「民事判決執行 (thi hành án dân sự)」と表現される。「民事執行」という表現をそのままベトナム語に翻訳すると、そのまま「民事 (dân sự)」の「執行 (thi hành)」と表現され、「判決」にあたる「án」が欠けることになり意味が通じなくなる恐れがある。

⁴¹ 西村あさひ法律事務所編「ベトナムのビジネス法務 [第2版]」332頁が参考になる。

⁴² 2008年及び2014年改正後の民事判決執行法 (26/2008/QH12, 64/2014/QH13) の翻訳については、「JICAベトナム六法」を参照のこと。さらに詳細については、同法の下位法規である2015年議定62/2015/ND-CP (「ND」は「NGHỊ ĐỊNH」の略であり「議定」又は「政令」と訳される。「CP」は「CHÍNH PHỦ」の略であり「政府」を意味する。)、及びこれを一部改正した2020年議定33/2020/ND-CPを参照。本稿で記載した内容は、原則的な内容を概括したに留まるので、念のため。

⁴³ 判決の執行を促進するため、ホーチミン市など一部の地域においては *Bailiff* 制度が実験的に運用され、民間機関である *Bailiff* が裁判所の判決等の執行業務の一部を担ってきたが、2016年1月1日からは、正式な制度として *Bailiff* 制度が全国的に導入された。2019年9月3日現在、ホーチミン市、ハノイ市、ハイフォン市等の地域において合計81の *Bailiff* 事務所が設立されている。西村あさひ法律事務所編「ベトナムのビジネス法務 [第2版]」331頁。

⁴⁴ 手続主体については、ベトナム司法省作成パンフレット「民事判決執行総局」(TỔNG CỤC THI HÀNH ÁN DÂN SỰ) (2017年)を参考にし、記載の便宜上、省レベルの機関を念頭において表記した。

⁴⁵ 「事務局」「審査官」「判決執行書記官」のベトナム語はそれぞれ「Văn phòng」「Thẩm tra viên」「Thư ký thi hành án」

① 執行力のある判決・決定

裁判所は、当事者に対し、「執行用」と記載した判決・決定を交付する（27条）。また、裁判所は権限を有する民事判決執行機関に対し、原則として、判決・決定が法的効力を生じた日から30日以内に、当該判決・決定を送付しなければならない（28条1項）⁴⁶。

② 判決執行申立及び判決執行決定

民事判決執行機関の長は、申立権のある者（判決執行債権者、判決執行債務者（30条1項））からの執行申立書（31条2項）を受領してから、5営業日以内に判決執行決定を出す（36条1項）とともに、執行官を任命する（36条2項）。

なお、判決執行申立には時効があり、判決・決定の法的効力が生じた日から5年間である（30条1項）。また、判決執行決定には、判決の任意執行の期限が明記される（36条3項）。

判決執行決定は、同級の検察院に送付されるとともに（38条）、判決の強制執行決定は、判決の強制執行当事者及び関連する権利義務を有する者に通知される（39条）。

③ 判決執行条件の確認

判決の任意執行期限は、判決執行債務者が判決執行決定を受領した日、又は判決執行決定に基づいて適式な通知を受けた日から10日である（45条1項）。

判決の任意履行期限が満了した日から10日以内に、判決執行債務者が任意に履行しないとき、執行官が執行条件の確認を行う（44条1項1文）。

前記任意執行期限が満了し、判決執行条件を備えているのに判決執行債務者が任意に判決を執行しないときは、強制執行を行うことになる（46条）。

【ステップ2：強制執行】

執行官は、強制執行の前に、強制執行計画を作成し、その中で適用すべき強制執行の措置、日時・場所などの強制執行の具体的な内容を定める（72条）。

強制執行の種類は71条に列挙された6種類である。金銭執行に関するものは71条1項から4項であり、非金銭執行のうち、物の引渡請求に関するものは5項、それ以外の作為・不作為を命じる判決・決定の履行を命じる判決・決定の履行は6項に該当する。

この段階の手續主体は、判決執行業務・組織課及び執行官⁴⁷等である。

【ステップ3：判決執行の終結（判決執行記録の審査・保管）】

判決執行の終結は、当事者が自己の権利の行使、義務の履行を終えたことを、民事判決執行機関が確認した場合、判決執行停止決定があった（50条）場合、判決

である。

⁴⁶ 判決執行の管轄については35条が定める。

⁴⁷ 「判決執行業務・組織課」「執行官」と訳したベトナム語はそれぞれ「Phòng Nghiệp vụ và tổ chức thi hành án」「Chấp hành viên」である。

執行は当然に終了する（52条）。

また、判決執行記録の審査・保管も行われ、不服申立て及び告訴告発監査解決課⁴⁸の他、審査官又は書記官がこれを行う。

6 日本の裁判制度との主な相違点等

(1) 審級制

人民裁判所は、これまで述べたとおり、最高人民裁判所、高級人民裁判所、省級人民裁判所、県級人民裁判所の四級に別れているものの、原則として二審制をとっている。

(2) 監督審及び再審制度

以上に述べた四級二審制の原則に加え、ベトナムに特徴的な制度として、判決・決定の違法等を再審査する監督審（越：giám đốc thẩm, 英：cassation）⁴⁹、及び新証拠が発見された場合の再審（越：tái thẩm, 英：reopening）⁵⁰制度があることが挙げられる。監督審・再審は、判決・決定が法的効力を有した後に、判決・決定を再検討（xem xét lại）するために行われる（民訴法17条、刑訴法27条、行訴法11条）。

もともとフランス植民地時代に同国の破棄院に倣った制度・手続が導入され、その後、ソ連をはじめとする社会主義国の影響等を受けて次第に変容して現在のような形になったとされている。

例えば、民訴法の場合、監督審・再審を申し立てられるのは、高級人民裁判所の法的効力を有する判決・決定に対しては、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官であり、省級・県級人民裁判所の法的効力を有する判決・決定に対しては、高級人民裁判所長官及び高級人民検察院長官となっている（331条、354条）⁵¹。

当事者は、監督審については331条が定める者に文書で提議し、再審については354条が定める者に文書で通知する権限を有するに過ぎない（327条1項、353条1項）。つまり、当事者には監督審・再審の申立権限はない。また、原則として非公開の手続となっている⁵²。これは、監督審・再審が各裁判所の審理の監督の一環として置かれていることの現れと考えられている。

⁴⁸ 「不服申立て及び告訴告発監査・解決課」と訳したベトナム語は、「Phòng Kiểm tra, giải quyết khiếu nại, tố cáo」である。

⁴⁹ 民訴法325条、同326条、刑訴法370条、同371条、行訴法254条、同255条参照。

⁵⁰ 民訴法351条、同352条、刑訴法397条、同398条、行訴法280条、同281条参照。

⁵¹ なお、刑訴法では、監督審を申し立てられるのは、高級人民裁判所の法的効力を有する判決・決定に対しては、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官等であり、省級・県級人民裁判所の法的効力を有する判決・決定に対しては、高級人民裁判所長官及び高級人民検察院長官となっている（373条、382条参照）。これに対し、再審を申し立てられるのは、最高人民検察院長官、高級人民検察院長官等に限定されている（400条）。このような違いは、最高人民検察院によれば、沿革的に、事実関係に関して一次的な責任を負うのは最高人民検察院である、と考えられてきたことにあるようである。

⁵² 監督審・再審は、判決・決定が法的効力を有した後に行われる手続であり、審級（一審・控訴審）とは異なる手続と位置づけられている。このことを踏まえ、最高人民裁判所によれば、各訴訟法には裁判の公開原則の規定があるが（民訴法15条2項、刑訴法25条第2段、行訴法16条2項）、監督審・再審では同規定は適用されず、公開非公開という問題は生じない、とされている。但し、最高人民裁判所によれば、市民の関心を集めた刑事事件の監督審期日について、透明性確保の観点から、弁護士や報道機関に公開されたケースがあるとのことである。

なお、検察院は、訴訟機関が法律の手続を遵守しているかを監督する観点から、訴訟法上、監督審・再審期日における出席が必要となっている。これに対し、当事者等は必要に応じて召喚されることになっている（民訴法338条、同357条等、刑訴法383条、同403条等、行訴法267条、同286条等）

(3) 人民参審員 (Hội thẩm nhân dân) 制度

人民参審員制度は、第一審において、原則として、裁判官と同等の立場で人民参審員が人民の代表として裁判に参加する制度である（憲法第103条1項）。これは、社会主義理念に基づき、民衆参加という視点から行われている。

人民参審員の任免については、各級の人民裁判所の長官が、各級（省、県など）のベトナム祖国戦線委員会の同意を得た上で、当該級の人民評議会に対し要請することになっている。任期は、人民参審員を選任した人民評議会の任期に從う（裁判所法84条乃至91条）。

2021年に入り、最高人民裁判所内で人民参審員制度の見直しが開始されている。

(4) 人民検察院の民事手続等への関与

人民検察院の任務は、公訴権の行使及び司法活動の検察である（憲法107条1項、2014年人民検察院組織法2条⁵³）。司法活動に関する検察として、監督審・再審申立てを行うことのほか、刑事事件以外の民事、行政事件等に検察官が法廷に立会い、意見を陳述することができる。また、当事者が控訴しない場合でも、異議を申し立てることができる（民訴法57条、58条等、行訴法42条、43条等）。さらに、民事及び行政判決執行の検察も行う（民事判決執行法12条等、行訴法315条、人民検察院組織法6条2項等）。

(5) 判例 (Án lệ) 制度

2013年憲法以前の憲法では、司法機関は憲法・法律・法令の解釈権を有しておらず、これに関連して、法規範文書上、「判例」の概念はなかった。その後、2005年の共産党49号政治局議決⁵⁴で「判例の発展」が指針として定められたこと、その後、2013年憲法において最高人民裁判所は「法令の統一的な適用を保障する」（104条3項、裁判所法20条3項）と規定されたことを受け、2015年12月から「判例の選定、公布、適用の手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」⁵⁵により判例制度が施行され、ベトナム独自の「判例制度」が開始されている^{56 57}。

その後、2019年に改訂された上記議決によれば、法的効力をする判決・決定の中から標準性を有するなどの基準を満たすものを選定し、これらを最高人民裁判所長官が「判例」として「公布」することとされている。また、民法等の実体法や各訴訟

⁵³ 63/2014/QH。翻訳については「JICAベトナム六法」を参照。

⁵⁴ 前掲注29参照。

⁵⁵ 2015年10月28日付03/2015/NQ-HDTP。なお、前記議決は2019年6月18日付04/2019/NQ-HDTPにより改正されている。翻訳についてはいずれも「JICAベトナム六法」掲載の翻訳参照。

⁵⁶ JICAプロジェクトでは、ベトナム現地でのセミナー（短期専門家の派遣）、本邦研修を通じて判例制度導入に係る各種支援を実施してきている。「法整備支援プロジェクトフェーズ3」（2003年7月～2007年3月）では、「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」を行い報告書として製本（2007年）された。判決についても「判決書作成マニュアル」として製本されている（2009年）。判決書マニュアルの和訳は、以下よりダウンロード可。<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/index.html>

⁵⁷ 判例制度導入当時の経緯については、酒井直樹・鎌田咲子「ベトナム判例制度の実情及び展望」（ICDNEWS第73号（2017.12））29頁参照

法では判例を法源として定めており⁵⁸、法律等に次いで裁判官を拘束することになっている。

2021年11月末時点で、43件の判決・決定が判例として選定されている⁵⁹。

なお、憲法・法律・法令の解釈 (giải thích) 権は、国会の委任により国会常務委員会に属する^{60 61} (憲法74条2項、国会組織法49条⁶²)。実際の裁判の場面では、事実上一定の法解釈を行って事件を解決しているとされている。

(6) 争訟原則 (Nguyên tắc tranh tụng)

憲法上、「審理中は争訟原則が保障される」と規定されている (103条5項)。その定義は明らかではないが、いわゆる職権主義的訴訟構造の中に、当事者に主張や証拠の提出を尽くさせる当事者主義的要素を加え、当事者の裁判を受ける権利を実質化させる考え方と推測される。

この争訟原則は突然規定されたのではなく、ベトナムにおける司法分野での政治的指導文書である2002年1月2日の8号政治局議決⁶³、これに続く司法改革を規定する2005年49号政治局議決⁶⁴にも争訟の質の向上という文脈でこのことは規定されていた。また、2013年憲法以降、裁判所法13条、民訴法24条、行訴法18条、刑訴法26条⁶⁵にも規定され、訴訟手続における基本原則の一つとなっている。

⁵⁸ 2015年民法6条2項、民訴法45条3項、行訴法191条3項等。但し、刑法、刑訴法には「判例」を言及する条文はない。もっとも刑事判例は存在し、判例を適用した裁判例もある。

⁵⁹ 最高人民裁判所によれば、43判例の内訳は、労働1件、行政2件、刑事7件、経営・商事9件、民事24件となっている。

⁶⁰ 参考までに、ハノイ国家大学法学部 (当時) の Đặng Phương Hải 氏による2019年7月24日付ホーチミン国家政治学院HP「政治理論 (LÝ LUẬN CHÍNH TRI)」上の投稿記事「国会常務委員会の憲法・法律・法令解釈機能 (Chức năng giải thích Hiến pháp, luật, pháp lệnh của Ủy ban Thường vụ Quốc hội)」によれば、憲法が国会から国会常務委員会に解釈権限を委ねているのは、立法機関である国会が常時開催されないことに起因しており、国会開催を待っているのは解釈の要請に機動的に対応できないこと、また、そもそも解釈行為は国家権力機関 (注: 国会と思われる) の立法行為 (hoạt động lập pháp của cơ quan quyền lực nhà nước) であることから、国会から解釈権限を国会常務委員会に委ねる形が採られているとされている。

また、これまで (注: 記事掲載時である2019年7月24日まで) に解釈議決は5回発行されており、これらは①商法に関する解釈議決、②国家監査法に関する解釈議決、③土地所有権に係る紛争及び国家管理住居に対する私的所有賠償請求の上限の関連決議 (注: 訳語原文直訳) (3回) からなっているとされている。Hải 氏によれば、①②は該当条文の解釈がなされたものであったが、③乃至⑤については追加立法的な内容になっているとされ、憲法が定める解釈権限規定の機能と合致していないとされている。

さらに、実態として国会常務委員会は法運用機関と異なり、法運用機関が直面するような解釈上の問題に直面せず、それゆえ解釈することは稀である、同委員会は自ら解釈議決を提案することは可能であるものの、主に解釈提案機関 (国会組織法49条) の提案に基づいて議決を発行しており受動的である、としている。Hải 氏は、その他に立法行為と解釈行為を担う機関の分離などの論を展開しているが、ここでは紙幅の都合から省略させていただく。

以上は、前記HP記事に基づいているが、筆者 (枝川) が適宜要約した内容であるため、その点留意願いたい。必要に応じて適宜原文を参照のこと。

<http://lyluanchinhtri.vn/home/index.php/thuc-tien/item/2885-chuc-nang-giai-thich-hien-phap-luat-phap-lenh-cua-uy-ban-thuong-vu-quoc-hoi.html>

⁶¹ 国会常務委員会による憲法・法律・法令の解釈議決発行手続は、2015年法規範文書発行法158条以下参照。

前掲注53では同記事掲載時点である2019年7月までに5つの解釈議決が発行されたことが指摘されている。民間検索サイトで確認できた (2021年12月9日時点) 限りであるが、その後、6つ目にあたる計画法に関する解釈議決 (751/2019/UBTVQH14) が2019年8月に、7つ目にあたる刑法289条1項の解釈議決 (08/2021/NQ-UBTVQH15) が2021年11月に発行されている。

⁶² 57/2014/QH13。翻訳については「JICAベトナム六法」を参照のこと。

⁶³ 2002年1月2日付「今後の司法活動における重要任務に関する政治局議決」(08-NQ/TW)

⁶⁴ 前掲注29参照。

⁶⁵ 長橋正憲「ベトナムにおける法曹三者の共同活動」(ICDNEWS第86号 (2021.3) 16頁参照)。

「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」(2015年4月～2020年12月) における上記法曹三者の共同活動の成果物として「Báo cáo nghiên cứu nhằm nâng cao chất lượng tranh tụng tại phiên tòa hình sự sơ thẩm (刑事第一審における争訟の質の向上のための研究報告)」が作成されている。

(7) 緊急保全処分 (Biện pháp khẩn cấp tạm thời)

日本でいう民事保全手続に相当するものとして、緊急保全処分が存在する(民訴法111条以下参照)。なお、いわゆる本案係属が要件となっており、本案訴訟提起前の緊急保全処分は認められていない。

(8) 民事判決執行制度

民事判決執行はもともと人民裁判所の一部署が所管していたが、1993年に人民裁判所から政府機関(司法省直属の民事執行機関)に移管されている⁶⁶。民事判決執行法が国会で採択されたのは2008年であり、それまでは2004年民事判決執行令により運用されていた。

なお、前記のとおり現在では、民間機関であるB a i l i f fが裁判所の判決等の執行業務の一部を担っている。

(9) 公開制度

最後に、参考までに、審理の公開と判決・決定の公開について触れておく。

審理の公開については、憲法上、保障されており(103条3項)、民訴法では15条2項、行訴法では16条2項、刑訴法では25条第2段に、それぞれ規定されている⁶⁷。

また、判決・決定の公開について、ベトナム最高人民裁判所は、2017年7月1日より⁶⁸、原則として、法的効力を有する判決・決定を電子ポータル上にて公開している⁶⁹。

⁶⁶ ベトナム司法省作成パンフレット「民事判決執行総局 (TỔNG CỤC THI HÀNH ÁN DÂN SỰ)」(2017年)による。

⁶⁷ なお、監督審・再審には適用されない。前掲注52参照。

⁶⁸ 2017年3月16日付「裁判所電子通信ポータルでの判決・決定公開に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」(03/2017/NQ-HDTP)参照。

⁶⁹ <http://congbobanan.toaan.gov.vn/>よりアクセス可(ベトナム語)

(別紙) 民事訴訟手続の概要

